

とくしまチャイルドライン 会則

前文

☆☆☆子どもの声に心をよせて☆☆☆

☆私たちは、子どもたちが公正な社会の一員であり、生き生きと豊かな

子ども時代を過ごすことを願っています。

☆私たちは、次代を担う子どもたちが、輝いて生きていける社会になるこ

とを願っています。

☆私たちは、子どものための専用電話によって、子どもをとりまく様々な

状況に向き合い、「子どもの心の居場所」となるよう努めます。

(名称)

第1条 本会は、とくしまチャイルドライン（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務処理を行うため、小松島市江田町敷地前120-13に事務所をおく。

(目的)

第3条 本会は、徳島県内において、チャイルドラインの開設と運営に関する全ての業務を行う。

(事業)

第4条 本会は、以下の事業を実施する。

1. チャイルドライン開設と運営に関する業務の実施
2. チャイルドラインの受け手・支え手の人材育成
3. チャイルドラインに関するフォーラム、セミナーの開催
4. その他（上記に係わる事業）

(会員、会費)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する団体等の会員によって構成する。会員は、会長に加入の申込を行い、役員会或いは運営委員会で加入の決定を行ってから通知する。

2. 以下の会員を設ける。

- 1) 正会員は、本会の趣旨に賛同し、運営及び議決に関与する。
- 2) 賛助会員（個人・団体）は、本会の趣旨に賛同し、事業などを応援する。
3. 正会員の年会費は、個人3000円、賛助会員の個人は1000円（1口以上）、団体は、10,000円以上とする。

(役員)

第5条 本会には、次ぎの役員をおく。

1. 会長 2名
2. 副会長 1名
3. 監事 1名

(役員の任務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、業務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
 3. 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期等)

- 第7条 役員の任期は、平成24年3月末までとする。但し、再任は妨げない。

(会議の開催)

- 第8条 本会の会議は、総会（通常総会、臨時総会）、役員会、運営委員会とし、会長が招集する。
2. 本会の総会は、年度始めの通常総会（年1回）とし、必要な時は役員会及び運営委員会の審議を経て、臨時総会を開催する。通常総会では、次の事項を審議し、決定する。
 - 1) とくしまチャイルドラインに関する基本的な事業及び予算、決算、役員に関する事項
 - 2) その他、運営に関する重要な事項
 3. 役員会は、本会の基本的な運営方針や下記の運営委員会で決定できない事項など、会長、副会長の他、必要に応じて監事、事務局が参画して決定する。
 4. 運営委員会は、本会の運営に係わる企画、事業計画の立案を行う他、これを審議、決定する。運営委員会の構成は、会長、副会長、支え手、受け手の代表、事務局とする。但し、会長、副会長が認める場合において、専門家等の人材が参画する。

(本会の会議の専決)

- 第9条 本会の会議を招集する時間がないと認める場合において、会長は、議決すべき事項を専決することができる。なお、専決した場合は、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(予算及び決算)

- 第10条 収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、本会の承認を得なければならない。

(会計期間)

- 第11条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末までの期間とする。

(事務局)

- 第12条 本会の運営を行う事務局を設ける。事務局の職員及び事務処理は、運営委員会で決定する。

(補則)

この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、役員会、運営委員会において定める。

附則

1. 本会の会則は、平成22年4月23日に改正し、同日から施行する。
2. 本会の会長、副会長、監事は4月23日の会議において下記の者に決定した。

会長： 浅田 みちる	会長： 渡辺 純子
副会長： 阿部 和代	監事： 松島 日出子
3. 本会の運営を行う事務局、会計は、4月23日の会議において下記の者に決定した。

事務局： 阿部 和代	会計： 横山 美佐子
------------	------------